

移住体験住宅利用者募集内容

- 【住宅概要】** 所在地：積丹郡積丹町大字婦美町 5 8 2 番 3
建設年：昭和 4 8 年（平成 2 3 年改修）
構造等：木造平家建 1 戸
面積：1 1 1 . 7 8 m²
料金：5 月～ 9 月：最初の 7 日間 14,000 円、以後 1 日につき 2,000 円
10 月～ 4 月：最初の 7 日間 18,200 円、以後 1 日につき 2,600 円
（電気料、水道料、灯油代、ガス代などを含みます。）
設備：居間、台所、8 畳 2 間、12 畳 1 間、ユニットバス、水洗トイレ、
家具、電化製品、什器などを完備。（電話はありません。）
貸付期間：7 日以上 9 0 日まで（8 日目以降は 1 日単位）
- 【募集期間】** 平成 2 4 年 8 月 1 日（水）～ 随時
（利用しようとする日の 6 か月前から申込みを受け付けます。）
- 【利用条件】** 利用しようとする者が、民法に定める親族のみであること。
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団員でないこと。
生活用品等（寝具、タオル、食材、調味料、洗剤、ティッシュペーパー、爪切り等）は利用者が用意すること。
寝具（布団類）は、備え付けていませんので、ご持参いただくか、貸布団を利用すること。（別料金。業者は仲介します。）
施設の使用開始時間は、初日の午後 2 時 0 0 分以降。施設の使用終了時間は、最終日の午前 11 時 0 0 分まで。
施設の使用後は、清掃していただくこと。別料金で、業者への依頼も可能です。（仲介します。）
ペットと一緒に住宅内で生活することはできません。（住宅内での動物の飼育は禁止です。）
積丹町移住定住促進住宅規則の規定を遵守できること。
- 【申込方法】** 所定の申請書及び同意書を提出してください。
電話にて事前に住宅の空き状況の確認後、予約受付が可能です。
ご利用の手順によりご確認ください。

ご利用の手順

担当窓口に予約

担当窓口：積丹町役場企画課 0135 - 44 - 2114

移住体験住宅の利用希望日の空き状況をご確認、ご予約ください。

利用可能期間は、7日～90日までの間です。使用期限のうしろに予約が入っていない場合、延長を受け付けます。ただし、最大90日までの間です。



移住体験住宅申請書の提出

積丹町移住定住促進住宅入居申請書及び同意書に必要事項を記入、押印の上、積丹町企画課まで郵送してください。

寝具の持込又は借入、利用終了後の清掃区分自己又は外注を選択記入してください。

寝具・・・一組につき1,500円。以後1週間ごとに500円加算。

清掃・・・1回につき3,000円。

郵送先：〒046 - 0292 北海道積丹郡積丹町大字美国町字船濶48番地 積丹町企画課 宛



積丹町長から入居許可書の交付

積丹町長から入居許可書を交付します。(利用初日に窓口にご持参ください。)



使用料の前納・鍵の受渡

利用日初日に、町企画課までお越しください。

納入通知書を手交しますので使用料を前納していただきます。あわせて、寝具利用代金及び清掃サービス代金も前納いただきます。

使用料の納入後、移住体験住宅までご案内し、鍵の受渡を行い、施設のご説明をします。



住宅の利用

注意事項をご確認の上、住宅をご利用ください。



清掃

利用期間が満了し、住宅を退居される前に清掃してください。

清掃を業者依頼の場合は、清掃実施時間を事前確認した上、清掃に伺います。



鍵の返却

住宅使用の終了予定時間にあわせ担当者が訪問しますので、住宅の鍵をご返却ください。

注意事項

使用者の遵守事項

使用者は使用料を納めた後に、当該住宅の鍵を受取、留守や就寝時に施錠するなど善良に管理すること。

使用者は、火気の取扱いに注意し、水道の凍結を防止するとともに、備え付けの備品、什器類を適切に取り扱うこと。

使用者は、施設の周りの除草や除雪を必要に応じて行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。

ごみは、決められたルールに従い排出すること。

使用者は、施設の使用期間が満了したときは、直ちに清掃して施設を現状に復し、当該施設の鍵を返却すること。

禁止事項

申請書に記載した以外の者を宿泊させること。

住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡すること。

町長の許可を得ずに住宅を模様替えし、又は増築し、若しくは住宅の敷地内に工作物を設置すること。

住宅内で犬、猫等の動物を飼育すること。

物品の販売、興行及び展示会その他これに類する行為をすること。

文書、図書、その他の印刷物を貼付又は配布すること。

宗教の普及、勧誘、儀式、寄附の要請その他これに類する行為をすること。

近所の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

その他、前各号に準ずると認められる行為をすること。

損害賠償

使用者は、故意又は過失により住宅若しくは設備又は備品等を破損若しくは汚損又は滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、止むを得ない事情により町長が特に認めた場合はこの限りでない。

1 「ごみ」の排出について

ごみ収集日は次のとおりです。(婦美地区)

曜 日	収集ゴミ	備 考
月曜日	燃やせるごみ	「家庭のごみの『分別・出し方』」6～7ページを参照ください。
火曜日	廃プラごみ	「家庭のごみの『分別・出し方』」5ページを参照ください。
水曜日	リサイクル物	第1・3週 ペットボトル・紙類 第2・4週 缶・ビン (5週は収集しません。)
木曜日	燃やせるごみ	
金曜日	燃やせないごみ	「家庭のごみの『分別・出し方』」7ページを参照ください。

「家庭ごみの『ゴミの分別・出し方』」を参考に分別し、収集場所に出してください。

ごみ(「燃やせるごみ」、「廃プラごみ」、「燃やせないごみ」)の収集は有料です。

・「燃やせるごみ」、「廃プラごみ」の「有料ごみ袋」は、町内の商店で購入するか、実費により必要枚数をお分けします。

・「燃やせないごみ」については、排出量が多くないと思われますので、利用最終日の鍵の受け取りの際にごみ量を確認したうえで、相談させていただきます。レジ袋などにまとめて保管しておいてください。

2 家具・備品について

家具・備品、食器などについては、別表のとおりとなっています。

・家具・備品の住宅内(部屋間)の移動は結構ですが、最終日の鍵の返却までに元の位置に戻してください。

・食器など台所用品については、最終日の鍵の返却までに元の位置に戻してください。

・基本的な配置を記録した写真を参考としてください。

3 IP告知端末について

IP告知端末は町からのお知らせ(定時放送)や積丹町内のテレビ電話として利用できます。

・町からのお知らせ・定時放送は7時30分、12時30分、18時の1日3回です。

・災害・緊急のお知らせは、時間に関係なく放送する場合があります。

・この住宅のIP電話番号は44-0047です。

役場企画課44-2114、消防積丹支署44-2352、美国駐在所44-2002です。

その他、商店などは一般加入電話番号とほとんどが同じ番号となっていますので、電話帳で確認利用してください。

・110番、119番通報はできません。

4 テレビ放送について

町光施設を利用したテレビ放送で、地上デジタル放送とBSデジタル放送が視聴いただけます。

- ・ただし、BSデジタル放送のうちNHK（BS1、BSプレミアム）及び有料視聴放送は視聴契約を結んでいませんので視聴できません。
- ・チャンネルは次のとおりです。

地上デジタル放送			BSデジタル放送	
チャネル	道内放送局	全国キー局	チャネル	放送局
1	HBC・北海道放送	TBSテレビ	4	BS日テレ
2	NHKEテレ		5	BS朝日
3	NHK		6	BS-TBS
5	STV・札幌テレビ放送	日本テレビ	7	BSジャパン
6	HTB・北海道テレビ放送	テレビ朝日	8	BSフジ
7	TVH・テレビ北海道	テレビ東京	11	BS11
8	UHB・北海道文化放送	フジテレビ	12	Twelve

5 町内の商店、飲食店

町内には、コンビニが1軒（美国町）、薬局が1軒（美国町）あるほか、食料品や日用雑貨が購入できる商店が数軒あります。

- ・北海道ミシュランガイドで「2つ星のお店（旅館）」が選ばれるなど、町内のすし屋、そば屋などの飲食店は、地元客のみならず観光客にも好評で、どのお店も味は抜群、お薦めです。

6 医療機関

町内には、町立診療所（内科・外科ほか）、歯科診療所があります。

- ・町立国民健康保険診療所（美国町）電話44-2175
診療時間：月曜日～金曜日、午前9時～午後4時。但し、水曜日午後は休診です。
- ・積丹町歯科診療所（美国町）電話44-2247
診療時間：月曜日～金曜日、午前9時～午後7時。お昼休み12時30分～2時。
第1・第3土曜日、午前9時～午後1時。

夜間救急は、

- ・小樽市夜間急病センター（小樽市梅ヶ枝町8-18）電話0134-22-4618
診療時間：午後6時～翌朝7時 診療科目：内科、外科、小児科
- ・救急車依頼：北後志消防組合積丹支署 携帯電話0135-44-2352
IP電話44-2352

「積丹町婦美町、積丹牧場跡の移住体験住宅利用者、（氏名）です。（症状）」などを伝えてください。（携帯電話で119番通報した場合は、消防本部（余市町）につながります。）

別表

移住体験住宅備品等一覧

食器

茶碗	4	焼魚皿	4	箸		湯飲み	5
汁椀	4	小鉢	4	スプーン(大)	6	急須	1
皿(4寸)	4	カレー皿	4	スプーン(小)	6	コップ	5
皿(5寸)	4	お椀	4	フォーク	6		

台所用品

洗い桶	1	洗籠(水切付)	1	三角コーナー	1	プラコップ	1
ｽﾌﾟｰﾝ等整理ケース	1	お盆	1	ふきん干し	1	調理用ワゴン	1

調理用品

包丁	1	ヤカン	1	スライサー	1	フライパン	1
まな板	1	缶切り	1	天ぷらバット	1	フライパン蓋	1
ザル	1	フライ返	1	カス揚	1	ご飯ヘラ	1
ポウル	2	両手鍋(蓋付)	1	お玉	1	木べら	1
雪平鍋(蓋無)	1	片手鍋(蓋付)	1				

風呂用品

風呂椅子	1	風呂ブラシ	1	洗い桶	1	足拭きマット	1
2段バスケット	1						

トイレ用品

スリッパ	1	蓋付くず入れ	1	トイレブラシ	1		
------	---	--------	---	--------	---	--	--

掃除用品

角ペール	1	蓋付バケツ	1	庭ホウキ	1	ちり取り	1
屑入れ	2	掃除機	1				

被服用品

チェスト	2	衣装ケース	3	パイプハンガー	3	ハンガー	
------	---	-------	---	---------	---	------	--

電化製品ほか

冷蔵庫	1	洗濯機	1	電子レンジ	1	炊飯ジャー	1
テレビ32型	1	テレビ台	1	食器棚	1	ガスレンジ	1
ソファ	1	テーブル	1	FFストーブ	1	ポットホルダー	1
ドライヤー	1	カーペット8畳	1	パイプベッド	3	壁掛時計	1
懐中電灯	1	姿見鏡	1	室内洗濯干し	1		

家庭ごみの分別・出し方 光施設のお知らせ 観光パンフなど 町内電話帳